

新型コロナウイルス感染症対策本部

日時：令和2年1月30日（木）

12時00分～12時10分

場所：院内 大臣室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）新型コロナウイルス感染症への対応について

3. 閉 会

（配布資料）

資料1 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について

資料2 在留邦人の状況について

参考資料 新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

※令和2年1月30日 9時時点

	中国 (※)	日本	韓国	台湾	シンガ ポール	ネパール	タイ	ベトナム	マレーシ ア	オーストラ リア
患者数	7711	9	4	8	7	1	14	2	7	7
死亡者数	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	米国	カナダ	フランス	ドイツ	カンボジ ア	スリランカ	合計
患者数	5	3	5	4	1	1	7794
死亡者数	0	0	0	0	0	0	170

(※)
中国では、湖北省（武漢市を含む）、北京市、広東省、上海市などにおいて、患者が確認されている。

- 新型コロナウイルスに関連した感染症による死亡例は、中国での170例。
- 我が国で、1月15日に1例目、1月24日に2例目、1月25日に3例目、1月26日に4例目、1月28日に5 - 7例目、1月29日に8例目、1月30日に9例目が確認されたところ。
- 日本での感染者2例（6、8例目）については、武漢市への滞在歴は確認されていない。6例目は、武漢市からのツアー客を乗せたバスの運転手であり、8例目は当該バスのガイドとして業務に従事。
- 上記の患者のほか、無症状病原体保有者（症状はないが、検査が陽性となった者）が、日本で2例確認された（1月30日）。

新型コロナウイルスに関連した感染症に係る患者等の現状について

※令和2年1月30日9時現在

	武漢市滞在歴	確定日	入院状況	現在の状態	濃厚接触者
1例目 (30代男性)	あり	1月15日	退院	全快	38名特定 ※健康観察終了
2例目 (40代男性)	あり	1月24日	入院中	軽快	32名特定 ※健康観察中
3例目 (30代女性)	あり	1月25日	入院中	軽快	7名特定 ※健康観察中
4例目 (40代男性)	あり	1月26日	入院中	軽快傾向	2名特定 ※健康観察中
5例目 (40代男性)	あり	1月28日	入院中	症状安定	3名特定 ※健康観察中
6例目 (60代男性)	なし	1月28日	入院中	症状安定	22名特定 ※健康観察中 ※うち1名は8例目
7例目 (40代女性)	あり	1月28日	入院中	症状安定	2名特定 ※健康観察中
8例目 (40代女性)	なし	1月29日	入院中	軽快	3名特定 ※健康観察中
9例目 (50代男性)	あり	1月29日	入院中	治療中	調査中

<無症状病原体保有者> ※症状はないが、検査が陽性となった者

1例目 (40代男性)	あり	1月29日	入院中	症状なし	調査中
2例目 (50代女性)	あり	1月29日	入院中	症状なし	調査中

新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定について

概要

○ 令和2年1月に問題となっている新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定する。

【政令制定・改正】新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令
検疫法施行令の一部を改正する政令

(※)令和2年1月28日公布(公布の日から起算して10日を経過した日(2月7日)から施行)

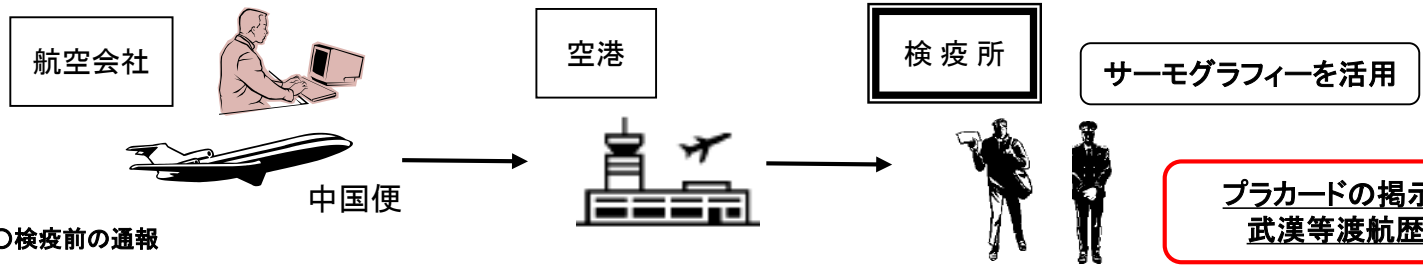
<参考>

指定感染症: 既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)であって、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの(感染症法第6条)

検疫感染症: 国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの(検疫法第2条第3号)

	これまでの対策	指定感染症、検疫感染症に指定した場合、実施可能となる措置
国内対策	<p>(1)診療 地方自治体や医療機関に対し、武漢市に滞在歴があり、呼吸器症状を発症して医療機関を受診した患者については、新型コロナウイルス感染症を念頭においた診療を行うよう依頼。 患者の医療費については、自己負担であり、協力が得られにくいことがある。(入院を拒否される可能性も)</p> <p>(2)報告・検査 医療機関において原因不明の肺炎患者を診察した場合に保健所に報告の上、国立感染症研究所で検査を行う制度(疑似症サーベイランス)の運用 協力ベースであり、医師の義務ではない。</p> <p>(3)濃厚接触者の把握 国内で確認された感染者1名の濃厚接触者を特定し、健康状態の確認を実施 法律に基づくものではないため、患者の協力が得られにくいことがある。</p>	<p>➡ ① 患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供</p> <p>➡ ② 医師による迅速な届出による患者の把握</p> <p>➡ ③ 患者発生時の積極的疫学調査(接触者調査)</p>
検疫	<p>(1)発熱の確認(サーモグラフィ) (2)自己申告の呼びかけ 協力ベースであり、協力が得られにくいことがある。</p>	質問、診察・検査、消毒等が可能となる。 (隔離・停留はできない。)

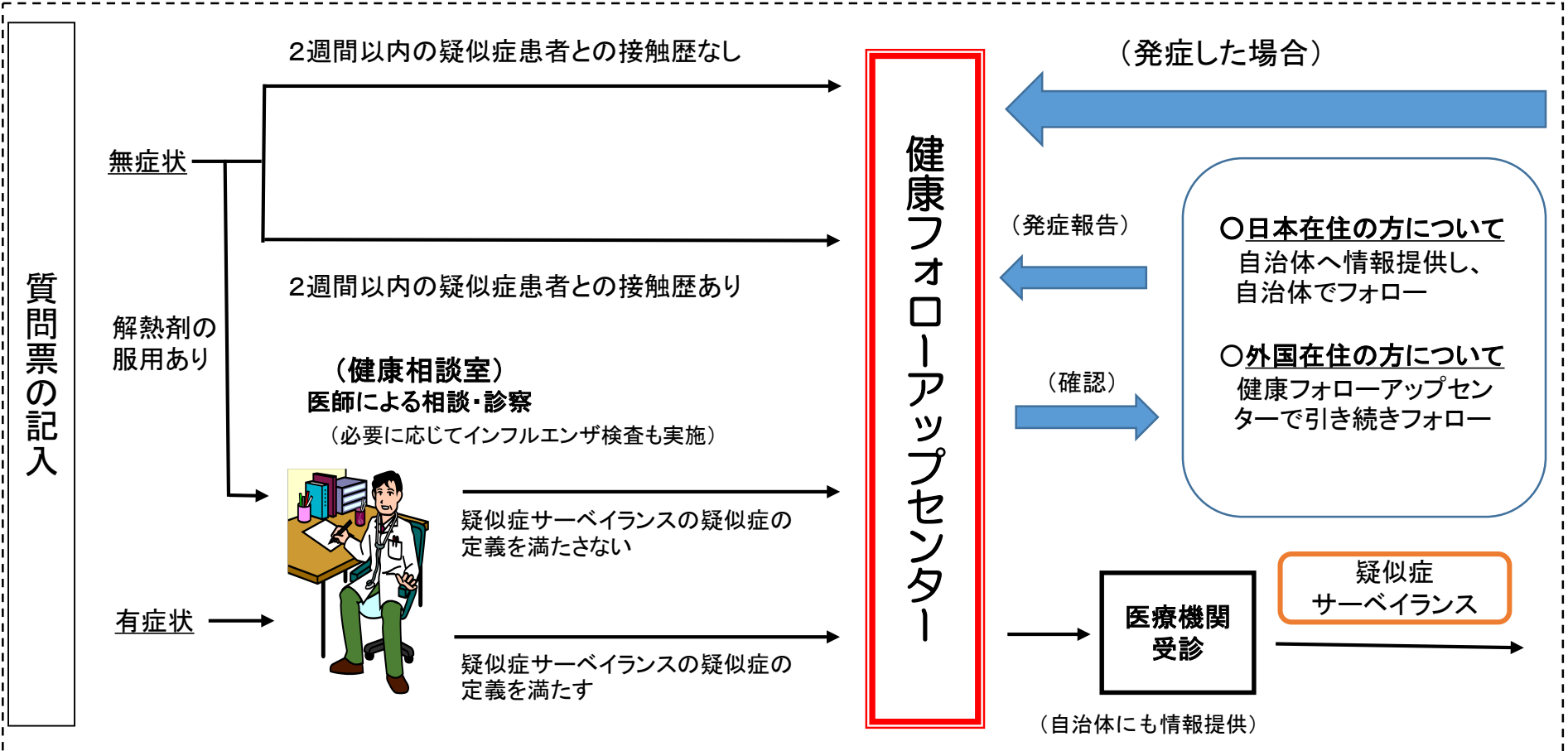
新型コロナウイルス感染症に係る帰国者の健康状態の新たなフォローアップ体制



便名、発航地、発航年月日、乗組員・乗客数、患者の有無、到着予定時刻 等の連絡

明告書、乗組員名簿、乗客名簿及び積荷目録の提出

プラカードの掲示、関係機関との連携等による
武漢等渡航歴ある者を健康相談室へ誘導



新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口 (コールセンター)の対応状況について(1月29日分)

○ 対応時間

9時～21時(21:30に全ての電話の対応完了)

○ 対応状況

3回線、本省職員15名(4名×3+3)で対応

(人員内訳)

電話対応 4名×3班(1班で4時間対応、記録作成・休憩の観点から交代で受電)
情報支援(情報入手・提供)、集計、医学的相談対応、環境整備 3名

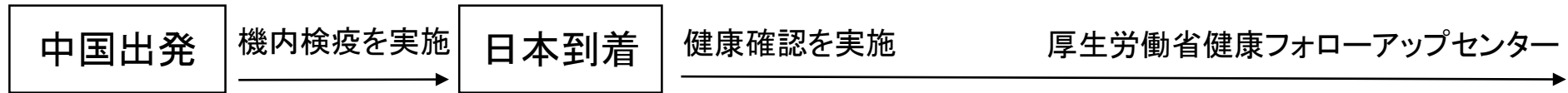
○ 対応件数

250件

<主な相談内容(例)>

- 政府の対策について
 - 中国からの渡航者の入国を禁止すべき
 - チャーター便により帰国する邦人への対応の詳細(ホテルの場所、自宅に帰る際の帰宅手段等)を聞きたい
 - 今後のチャーター機の予定について知りたい
- 現在の健康状態について(健康状態)
 - 熱と咳が出ていて不安
 - 保健所に相談したが、コロナの疑いが低いといわれ医療機関を紹介されなかった
- 予防法、消毒、対処法等医療に関する一般的事項(医療一般)
 - 入所者への訪問者の対応や消毒対応について(老人ホーム)
 - 後続のチャーター便で帰国する社員への対応(企業)
 - 中国から帰国した園児への対応について(保育園)
- 渡航関係の相談
 - 来月韓国に中国の友人と行くが問題無いか
- 国内発症例について
 - 報道発表のあった患者の詳細(行動経路、居住地等)を知りたい
- その他
 - 症状はないが、コロナウイルスPCR検査をうけたい
 - 中国産のウナギを買ったが大丈夫か。

邦人帰還時の検疫対応のフロー図



検疫官による問診
 (医師1名、看護師2名、
 その他1名程度 乗り込み)
 ・ 症状の確認

医療機関の医師による確認
 ・ 症状の確認及びPCR検査の実施
 ・ 必要に応じた指導

帰還邦人

登録票を記入
 検疫官(医師)による問診・診察

症状なし

症状あり

新型コロナウイルス感染症の
 可能性がある

医療機関
 受診

胸部X線等を実施し、PCR検査
 を実施する

(消防庁の協力を得て搬送)

PCR検査陰性

PCR検査陽性

症状がなく
 になったら

電話またはメールにより、
 厚生労働省の健康フォ
 ローアップセンター(協
 力が得られる場合、保
 健所、企業等)が定
 期的に健康状態を
 フォローアップ

医療機関受診後の状
 況を電話またはメー
 ルにより、厚生労働
 省の健康フォローア
 ップセンター(協
 力が得られる場合、
 保健所、企業等)が
 毎日健康状態を
 フォローアップ

帰国後の留意点

少なくとも帰国後1
 週間は外出は控
 える。
 その後1週間も不
 要な外出は控
 えることが望ま
 しい。

1 現状

1月30日時点の感染者数は約7800人。うち日本における感染者数は9名。

中国:7711人(死亡170人)

タイ:14人, 香港・シンガポール:各10人, 台湾:8人, マカオ・マレーシア・豪州:各7人,
米・フランス:各5人, 韓国・ドイツ・ア首連:各4人, カナダ:3人, ベトナム:2人等

2 我が国の対応

- ・1月21日, 中国全土に感染症危険情報レベル1(注意喚起)を发出。
 - ・23日, 武漢市を所管する在中国大使館に対策本部を設置。
 - ・24日, 外務本省でタスクフォースを立ち上げ。
 - 26日, 領事局長をヘッドとする対策室に格上げ。
 - ・24日, 湖北省に感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を发出。その他中国全域はレベル1。
 - ・25日, 在中国大使館に武漢市在留邦人向けホットラインを開設。
 - ・26日, 総理は, 会見で, チャーター機などあらゆる手段を追求して希望者全員を帰国させる旨発言。
 - ・26日, 日中外相電話会談を行い, 中国側に邦人の安全確保及び帰国に対する協力を要請。
 - ・27日, 在中国日本大使館職員10人(在中国大使館特命全権公使・医務官を含む10人)が武漢市入り。
 - ・29日早朝, チャーター機が東京に向け出発。206人が同日午前8時40分頃, 羽田空港に到着。運搬に際して, 現地の在留邦人への支援物資としてマスク, 手袋, 医療用・清掃用ガウン, 体温計, 消毒剤, 汚物処理グッズ, 食料等を搬送(中国にも支援物資を引き渡した)。
 - ・30日6時頃, チャーター機の第2便が東京に向け出発。210人が同日9時頃, 羽田空港に到着。第1便同様, 現地の在留邦人及び中国に対して支援物資(ゴーグル, 防護服等)を搬送。
- *なお, 武漢市の邦人1人が重度の肺炎を発症し入院中であり, 大使館で支援中。

(参考:経緯)

- ・昨年12月31日, 中国・武漢市で原因不明の肺炎が発生している旨WHOが発表。
- ・1月9日, これが新型コロナウイルスによるものである旨中国当局が報告, WHOがこれを発表。
- ・20日, 習近平国家主席から感染状況の情報を速やかに公表し, 国際協力を深める必要があると指示。
- ・22日及び23日にWHO緊急委員会が開催された結果, 中国においてヒトからヒトへの感染は認められるとされたが, PHEIC(国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態)宣言は時期尚早として見送られた。
- ・25日までに中国当局は武漢市含む16市・州の公共交通機関の停止及び駅・空港の閉鎖等を発表。
- ・27日から旅行会社の海外団体旅行の取扱いを停止。



新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について

〔令和2年1月30日
閣議決定〕

- 1 中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況に鑑み、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、内閣に新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長 内閣総理大臣
副本部長 内閣官房長官、厚生労働大臣
本部長 他全ての国務大臣
- 3 本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。
- 4 本部の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。